

平成29年12月28日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

除雪機についての注意喚起、ノートパソコン用バッテリーパック(「ノートパソコン」として公表)、食器洗い乾燥機に関する事故(リコール対象製品)について  
(詳細は次頁以降参照。)

1. ガス機器・石油機器に関する事故 3件  
(うちゴム管(都市ガス用)1件、ガス栓(LPガス用)1件、  
石油ストーブ(開放式)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 4件  
(うちノートパソコン2件、食器洗い乾燥機1件、レンジフード1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 7件  
(うち電動アシスト自転車1件、電子レンジ1件、  
装飾用電灯器具(LEDイルミネーションライト)1件、  
電気こたつ1件、バッテリー(電動リール用)1件、  
電気洗濯機1件、除雪機(歩行型)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)  
において、審議を予定している案件  
該当案件なし

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会  
製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

## 6. 特記事項

### (1) 除雪機についての注意喚起（管理番号：A201700608）

#### ① 事故事象について

使用者（80歳代）が除雪機（歩行型）を使用中、当該製品の下敷きになった状態で発見され、死亡が確認されました。当該事故の原因は、事故発生時の状況を含め、現在、調査中です。

消費生活用製品安全法の重大製品事故報告・公表制度が施行された2007年（平成19年）5月以降、報告のあった除雪機の事故については、これまでに24件の死亡事故及び9件の重傷事故が発生しています（本件を含む）。

除雪機に誤って巻き込まれるなどした場合には、死亡又は重傷事故につながるおそれが高いことから、消費者の皆様におかれては、取扱説明書の記載や表示に従い正しく使用してください。

#### ② 再発防止に向けて

##### ア 服装や作業場の環境をよく確認し、十分な準備・注意をする。

- ・安全な服装や装備をする。
- ・障害物の位置などの危険な箇所を作業前によく確認しておく。

##### イ 除雪機の取扱い上の注意を守って正しく使用する。

- ・安全装置が正しく作動しない状態では絶対に使用しない。
- ・除雪機の投雪口に詰まった雪を取り除く際は、必ずエンジンを停止し、鍵を抜く。
- ・特に後進時は足元や後方に注意し、無理のない速度で使用する。

##### ウ 除雪作業を行うことを家族や近隣の人などに声かけし、作業中は周囲に人がいないことを確認し、人を近づけさせないようにする。

##### エ 作業中も天候や体調の変化に注意する。

また、除雪機以外の用具を使用して除雪作業を行う際の事故情報も寄せられています。子どもが被害者になっている事故もありますので、除雪機以外の用具を使用して除雪作業を行う場合も注意しましょう。

なお、消費者庁は2017年（平成29年）12月20日に除雪機の事故についての注意喚起を行っており、経済産業省においても「政府インターネットテレビ」を通じた注意喚起を行っております。さらに、独立行政法人国民生活センター及び独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）においても、それぞれ注意喚起を実施しています。

また、一般社団法人日本農業機械工業会（除雪機安全協議会）では、2004年（平成16年）4月から協議会加盟メーカーの除雪機（歩行型）において安全装置の義務化をするとともに、毎年度、事故の未然防止のため積雪地域の市町村等に対して広報紙を通じた注意喚起、販売店に対して使用者への安全指導の徹底を要請しています。

## 消費者庁

「除雪機による事故を防止しましょう！－除雪機や除雪道具の使用中に毎年死傷者が出ています！」（2017年12月20日公表）

ウェブサイト：

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/release/pdf/consumer\\_safety\\_release\\_171220\\_0001.pdf](http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/consumer_safety_release_171220_0001.pdf)

## 政府インターネットテレビ

「暖房機器・除雪機を使う時はココに注意！冬の製品事故」（2016年1月19日公表）

ウェブサイト：<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg13012.html>

## 独立行政法人国民生活センター

「歩行型ロータリ除雪機の使い方に注意（再注意喚起）」（2015年1月26日公表）

ウェブサイト：[http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20150126\\_2.pdf](http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20150126_2.pdf)

## 独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）

「はしご・脚立及び除雪機の事故の防止について（注意喚起）」（2013年1月24日公表）

ウェブサイト：<http://www.nite.go.jp/data/000005168.pdf>

## 一般社団法人日本農業機械工業会（除雪機安全協議会）

ウェブサイト：<http://www.jfmma.or.jp/jyoankyoku.html>

(2) 株式会社東芝（現 東芝クライアントソリューション株式会社）が輸入したノートパソコン用バッテリーパック（「ノートパソコン」として公表）について

（管理番号：A201700596）

① 事故事象について

株式会社東芝（現 東芝クライアントソリューション株式会社（法人番号：8010601034867））が輸入したノートパソコンを充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

② 当該製品のリコール（無償製品交換）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、ノートパソコンのバッテリーパックの製造上の不具合により、バッテリーパック内のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火に至るおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2016年（平成28年）1月28日にウェブサイトにて情報を掲載し、翌29日に新聞社告を行い、対象製品について無償にてバッテリーパックの交換を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A201700596）が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③ 対象製品：製品名、製造期間、対象個数

製品名：ノートパソコン用バッテリーパック

株式会社東芝が販売したノートパソコンの一部の機種に同梱したバッテリーパック及びオプション・サービス用に販売したバッテリーパックのうち、2011年6月から2014年6月までに製造されたもの。

製造期間：2011年6月から2014年6月まで

対象個数：95,811個

2016年（平成28年）1月28日からリコール（無償製品交換）を実施

回収率：47.4%（2017年11月30日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201700596）発生以前の、対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中でリコール同事象と考えられるもの及びリコール事象かどうか不明なもの、並びにリコール開始の契機となった事故を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2017年度	3	火災	2013年度	0	—
2016年度	0	—	2012年度	0	—
2015年度	2	火災	2011年度	0	—
2014年度	0	—	2010年度	—	—

## <対象製品の外観及び確認方法>

対象のバッテリーパックを搭載したノートパソコンの外観



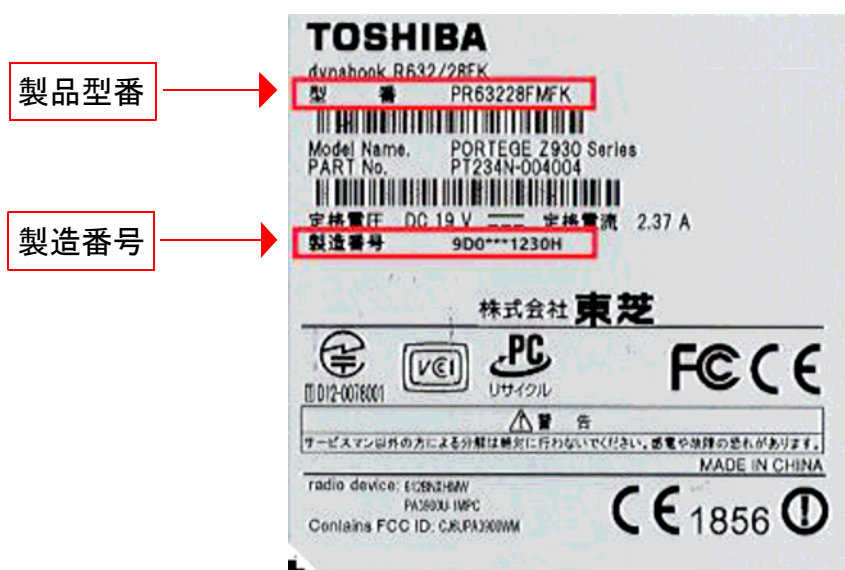
お持ちのノートパソコンのバッテリーパックが対象製品かどうか、以下の(ア)及び(イ)を御確認の上、事業者のウェブサイトにて御確認いただくか、事業者の問合せ先に御連絡ください。

(ア)パソコン本体の「製品型番」及び「製造番号」

(イ)バッテリーパックの「バッテリー部品番号」及び「バッテリーシリアル番号」

(ア)パソコン本体の「製品型番」及び「製造番号」の確認方法

・パソコン本体の裏面に貼付されているシールから「製品型番」及び「製造番号」を御確認ください。



(イ)バッテリーパックの「バッテリー部品番号」及び「バッテリーシリアル番号」の確認方法

- ・パソコンの電源を切り、バッテリーパックを外してください。
- ・以下のラベル位置を参考に、「バッテリー部品番号」及び「バッテリーシリアル番号」を御確認ください。
- ・「バッテリー部品番号」及び「バッテリーシリアル番号」は、1枚のラベルに記載されている場合と、2枚のラベルに分けて記載されている場合があります。

(ラベル位置)



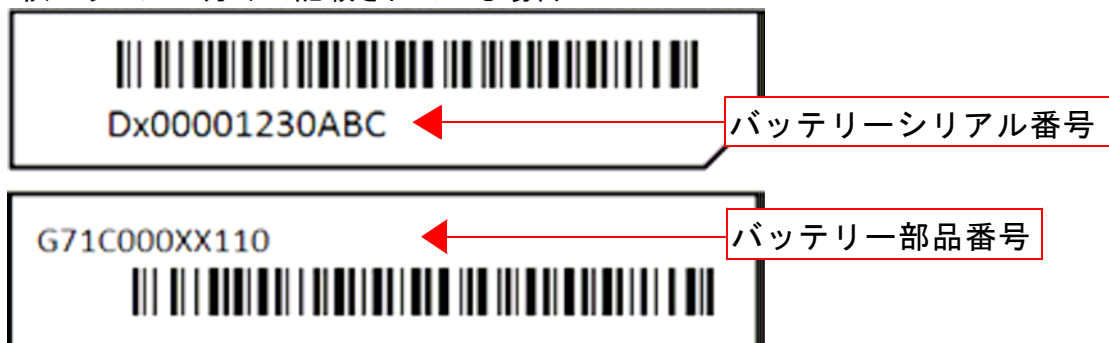
バッテリーパックに貼付されているラベルから、「G71C」で始まる「バッテリー部品番号」及び、1桁又は2桁のアルファベットで始まり、最後の3桁がアルファベットの「バッテリーシリアル番号」を御確認ください。

ラベル例:

- 1枚のラベルに記載されている場合



- 2枚のラベルに分けて記載されている場合



#### ④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償製品交換を受けていない方は、直ちにバッテリーパックをノートパソコンから取り外し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

#### 【問合せ先】

東芝クライアントソリューション株式会社 dynabook バッテリーパック交換窓口

電話番号：0120-444-842 ※フリーダイヤル

受付時間：9時～19時(土・日・祝日・事業者指定休業日を除く。)

ウェブサイト：<http://dynabook.com/pcs/info/20160128.html>

※上記ウェブサイトからも製品交換の申込みが可能です。

(3) 東陶機器株式会社（現 TOTO株式会社）が製造した食器洗い乾燥機について  
（管理番号：A201700597）

①事故事象について

東陶機器株式会社（現 TOTO株式会社（法人番号：1290801002603））が製造した食器洗い乾燥機を使用中、当該製品を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品の基板上の電源コネクタ部の接触不良により異常発熱し、発煙・焼損に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品及びOEM製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2008年（平成20年）2月25日からウェブサイトにて情報を掲載し、翌26日に新聞社告を行うとともに、顧客名簿を基にダイレクトメールの送付等を行い、対象製品について無償点検及び改修（電源供給用接続部を変更した基板等の交換）を実施しています。

③対象製品：会社名、機種・型式、製造期間、対象台数

会社名	機種・型式	製造期間	対象台数
TOTO(株)	EUD300 EUD310 EUD310HM EUD310HS EUD320 EUD330 EUD350	2000年9月 ～ 2005年3月	121,839
東京ガス(株)	T0-D503B T0-D503C		2,039
大阪ガス(株)	115-1056		999
合 計			124,877

2008年（平成20年）2月25日からリコール実施  
改修率：69.9%（2017年11月30日時点）

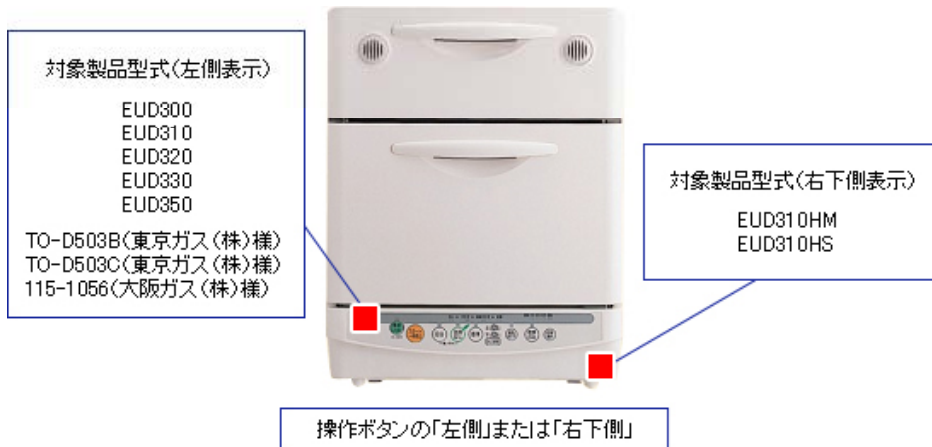
<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201700597）発生以前の、対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

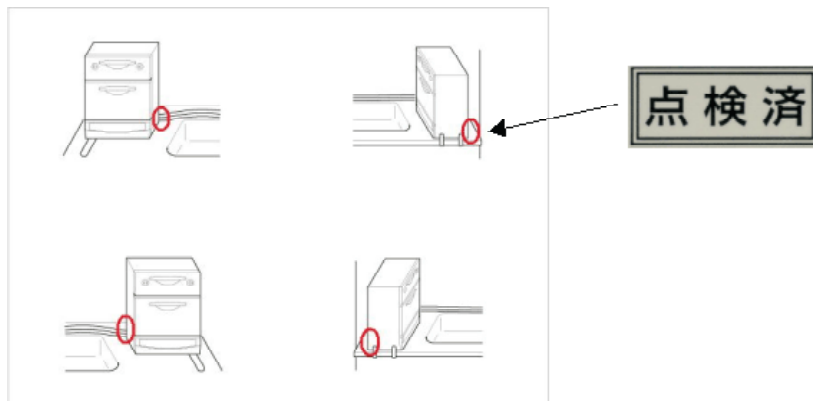
年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2017年度	0	—	2013年度	1	火災
2016年度	0	—	2012年度	0	—
2015年度	0	—	2011年度	0	—
2014年度	0	—	2010年度	0	—

## ＜対象製品の的外観及び確認方法＞

型式は製品正面下部の操作ボタンの「左側」又は「右下側」に表示しています。



※点検が完了している場合、製品の下図の位置に【点検済み】シールを貼付しています。



### ④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検及び改修を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

#### 【問合せ先】

TOTO株式会社

電話番号：0120-950-310 ※フリーダイヤル

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・夏期休暇・年末年始を除く。）

ウェブサイト：<http://www.toto.co.jp/News/wup/index.htm>

#### 【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：柳川、平野、清重

電話：03-3507-9204（直通）

FAX：03-3507-9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：橋爪、高橋

電話：03-3501-1707（直通）

FAX：03-3501-2805



1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700600	平成29年12月2日	平成29年12月25日	ゴム管(都市ガス用)	EB4004300001	株式会社十川ゴム	火災	当該製品にガス温風暖房機を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	
A201700607	平成29年11月29日	平成29年12月26日	ガス栓(LPガス用)	FV752B	株式会社藤井合金製作所	火災 軽傷2名	飲食店で当該製品に接続していたガスレンジを交換中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が火傷を負った。交換作業時の状況を含め、現在、原因を調査中。	三重県	平成29年11月30日に経済産業省産業保安グループにて公表済
A201700609	平成29年12月9日	平成29年12月26日	石油ストーブ(開放式)	GKP-P243N(株式会社グリーンウッドブランド)	株式会社千石(株式会社グリーンウッドブランド) (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	千葉県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700596	平成29年12月18日	平成29年12月25日	ノートパソコン	dynabook R731/36B	株式会社東芝(現 東芝クライアントソリューション株式会社) (輸入事業者)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	千葉県	平成28年1月28日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:47.4%
A201700597	平成29年12月14日	平成29年12月25日	食器洗い乾燥機	EUD310	東陶機器株式会社(現 TOTO株式会社)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品の基板上の電源コネクタ部の接触不良により異常発熱し、発煙・焼損に至ったものと考えられる。	神奈川県	平成29年12月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済 平成20年2月25日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:69.9%

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700602	平成29年12月15日	平成29年12月26日	ノートパソコン	59428222	レノボ・ジャパン株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	愛知県	平成29年12月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201700606	平成29年12月12日	平成29年12月26日	レンジフード	SUE29AH1	松下精工株式会社 (現 パナソニック エコシステムズ株式会社)	火災	当該製品を使用中、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700598	平成29年8月15日	平成29年12月25日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、当該製品のサドル部が破損し、転倒、右足を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年12月13日
A201700599	平成29年12月6日	平成29年12月25日	電子レンジ	火災	当該製品を使用中、当該製品の庫内を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
A201700601	平成29年12月20日	平成29年12月26日	装飾用電灯器具(LEDイルミネーションライト)	火災	宿泊施設の浴室で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	
A201700603	平成29年12月3日	平成29年12月26日	電気こたつ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A201700604	平成29年7月14日	平成29年12月26日	バッテリー(電動リール用)	火災	車両内で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	長野県	平成29年10月13日に消費者安全法の重大事故等として公表済 平成29年10月20日に公表したバッテリー(リチウムイオン、電動リール用)に関する事故(A201700433)と同一 事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年12月5日
A201700605	平成29年11月11日	平成29年12月26日	電気洗濯機	火災 軽傷1名	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	石川県	製造から10年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年12月14日
A201700608	平成29年12月20日	平成29年12月26日	除雪機(歩行型)	死亡1名	使用者(80歳代)が当該製品を使用中、当該製品の下敷きになった状態で発見され、死亡が確認された。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	新潟県	製造から20年以上経過した製品 除雪機についての注意喚起を実施(特記事項参照)

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件 該当案件なし

ノートパソコン（管理番号：A201700602）

